

釧路市飲用井戸等衛生対策要領

(目的)

第1条 この要領は、飲用に供する井戸等及び水道法（昭和32年法律第177号）等で規制を受けない水道（以下「飲用井戸等」という。）の適正管理、水質に関する検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、飲用井戸等について、総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 飲用井戸等の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任において実施するものとする。

2 市は北海道と協力し、飲用井戸等の管理における衛生確保が図られるよう設置者等に対し、適正な管理の指導又は助言を行うものとする。

(対象施設)

第3条 この要領において対象とする飲用井戸等は、次に掲げる施設であって、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受けないものとする。

(1) 一般飲用井戸等

地下水、河川水（伏流水を含む。以下同じ。）、湖沼水又は湧水を水源とし、個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する施設

(2) 業務用飲用井戸等

地下水、河川水、湖沼水又は湧水を水源とし、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する施設

(飲用井戸等の管理)

第4条 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集整理し、設置者等及び使用者に

対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、飲用井戸等の管理の適正を確保するため、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。
- 3 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入り、動物を飼育し、又は動物のふん尿等汚染源となる物質を搬入しないよう清潔保持に努めるものとする。
- 4 設置者等は、飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸入管、弁類、管類、井戸のふた、水槽、取水ぜき及び湧出口周辺の囲い等）について、定期的に点検を行い、汚染の防止に努めるものとする。

（飲用井戸等の検査）

第5条 設置者等（次項に規定する飲用井戸等の設置者を除く。）は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する定期的水質検査を1年以内ごとに1回行うものとする。

- 2 第3条第1号に該当する飲用井戸等のうち、設置者がもっぱら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものについては、当該飲用井戸等の設置者は、前項の水質検査を1年以内ごとに1回行うよう努めるものとする。
- 3 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要なものについて臨時の水質検査を行うものとする。
- 4 設置者等は、水質検査を依頼する場合は、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して依頼するものとする。ただし、検査項目のうち可能なものについては、建築物飲料水水質検査業の知事登録業者に依頼することができる。

5 設置者等は、新たに飲用井戸等を設置する場合は、給水開始前に水質基準項目について検査を行い、これに適合することを確認するものとする。ただし、次に掲げる場合には検査項目を省略することができる。

(1) 当該井戸等の消毒を行っていない場合にあっては、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム及びホルムアルデヒドの項目（周辺の地下水等からこれらの物質が検出されている場合を除く。）

(2) 湖沼等の停滞水源を水源としない場合にあっては、（4 S，4 a S，8 a R）-オクタヒドロ-4，8 a -ジメチルナフタレン-4 a（2 H）-オール（別名ジェオスミン）及び1，2，7，7-テトラメチルビスクロ[2，2，1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）の項目

（汚染が判明した場合の措置）

第6条 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市に報告し指示を受けるものとする。

2 設置者等は、水質検査の結果、水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準を超える汚染が判明したときは、市に報告し指示を受けるものとする。

3 市は、飲用井戸等の汚染を発見したとき、又は第1項若しくは前項の報告を受けて汚染のおそれがあると判断したときは、当該飲用井戸等を立入調査し、設置者等に対して次に掲げる飲用指導を行い、その改善状況を確認するものとする。

(1) 水道給水区域内においては、水道水に切り替えること。

(2) 水道給水区域外においては、汚染されていない水源への切替えを行い、又は汚染原因を除去する措置を講じて飲用に供すること。

(3) 第1号又は前号に規定する措置を講ずるまでの間は、飲用には他の安

全な水を供すること。

- 4 市は、前項の規定による立入調査等により、飲用井戸等が広い範囲で汚染されていると判断したときは、汚染のおそれのある飲用井戸等の利用者に広報及び飲用指導を行うものとする。
- 5 市は、水源が広い範囲で汚染され、多くの飲用井戸等の利用者の健康に影響がでるおそれがあると判断したときは、本要領に定めるもののほか、緊急の対策を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。